

自民党派閥の政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の
真相解明を求める意見書

自民党派閥の政治資金パーティーを巡る裏金事件で検察が認定したパーティー収入の不記載額は3派閥合計で約9億7,000万円に上り、会計責任者ら3人が起訴されたほか、国会議員では1人が逮捕、2人が起訴されるなど、裏金事件に対する国民の怒りは高まっている。

政治資金規正法は、政党や政治家の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置くため、政治資金収支報告書の提出を義務付けている。同法を踏みにじり、不記載や虚偽の記載を続けてきたことは、国民を裏切り、民主政治の根幹を揺るがす重大な問題であり許されない。

今回の裏金事件について、不記載の議員による記者会見が一部実施されたものの、岸田首相をはじめとした政権与党の自民党は、いつ誰がどのような経過で脱法行為を発案したのか、裏金づくりの意図や目的、使途について十分な説明責任を果たしていない。現に、1月27、28日の両日に毎日新聞が実施した全国世論調査では説明責任を「果たしているとは思わない」が91%にも上り、これでは国民の政治不信は高まるばかりである。

そのため、司法の捜査とともに、両議院が「各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる」という国政調査権の権能を発揮して、真相解明を行う必要がある。

よって、本市議会は国に対し、自民党派閥の政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の真相解明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 3月18日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣